

大財な課第 7566 号

公示送達書

令和 8年 7月10日

大阪市長

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

同条第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

氏名又は名称	
1	松本 咲子
2	奥田 律子
3	羅 瀬瀾
4	蘇 麗英
5	何 旭彬
6	徳岡 健一
7	奥田 卓大
8	金 三哉
9	陳 建志
10	杉井 沙織
11	納税管理人 新光インベストメント・ジャパン株式会社 (盧 守誠 外1名 分)
12	藤井 悠佐
13	瀧山 喜章
14	橋本 裕貴
15	面原 宏軌

氏名又は名称	
16	緩客株式会社
17	増田 慶治
18	前川 辰幸
19	筒井 元海
20	笹川 理子
21	湯川 卓哉
22	中尾 文俊
23	古川 壮真
24	浮日株式会社
25	長谷部 智広
26	邵 靖
27	張 智為
28	詹 小鳳
29	JOSEPH CHAN WEI SHENG
30	Richard Howard Schaefer